

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (御園委員)

関連分野：視覚障害の ICT、視覚障害者への生活支援相談、視覚障害に対する情報提供

チェック 1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

【印刷物】

- ・行政からの文書：差出人の表示を点字や拡大文字等で印字する合理的配慮を。
- ・行政からの文書の内容：視覚障害当事者が個別に提供者に依頼すれば依頼者が要望する媒体で可能な限り応じること。
- ・会議等の印刷資料・プレゼン資料：その出席者が各自読める媒体で提供。提供が困難な場合はその場で口頭で説明すること。また、写真やグラフや図表の説明を適宜行うこと。
- ・印刷資料の提供例として、点字・拡大文字・スクリーンリーダーで読める「アクセシブル」な PDF/doc/テキストフォーマット。
- ・プレゼン資料の提供例として点字・拡大文字・スクリーンリーダーで読める「アクセシブル」な ppt/テキストフォーマット。

【コンテンツ】

- ・行政団体で活用され始めている動画について視覚障害者が映像を理解できるよう適宜ナレーションを挿入すること。または音声ガイドを付加すること。

【ソフトウェア】

- ・行政団体等でリリースされる Windows/Mac/iOS/Android 向けアプリケーションが各 OS のアクセシビリティガイドラインに従って開発され、視覚障害者がスクリーンリーダー等で容易にそれらを使いこなすことができるように実用化されること。

【ハードウェア】

- ・行政団体等で活用されるハードウェア機器が JIS8341 等ガイドラインに準拠して開発され、視覚障害者が容易にそれらを使いこなすことができるように実用化されること。
- ・タッチパネル方式を採用する機器の場合にはそれを代替える方式等を検討して視覚障害者が使えるようにすること。

【屋内の移動】

- ・会議室の名前や部屋番号等が点字表示されたり音声案内があったり専用のアプリで確認できるようになること。または誘導人員を手配すること。
- ・エレベーターや階段のフロアの表示内容が点字表示されたりや音声案内があったり専用のアプリ等でナビゲーションできること。または誘導人員を手配すること。

【電子メール】

- ・現在の記述「できるだけ添付ファイルを使用せず、メールの文章中にテキストで書くようにします」は誤り。

チェック2 ガイドラインに盛りこまれていない新しい情報について

(A) 新しい支援や配慮のための技術や取組

<視覚>

- ・音声・映像活用クラウドサービス RECAIUS（リカイアス）
https://www.toshiba.co.jp/cl/pro/recaius/index_j.htm
- ・視覚障がい者向けの音声による屋内外歩行者ナビゲーション
http://www.shimz.co.jp/tw/tech_sheet/rn0355/rn0355.html
- ・目が見えない人の「目」になれる「BeMyEyes」
<http://thebridge.jp/2015/01/bemyeyes-line-dybdahl>
- ・UD トーク
<http://udtalk.jp/about/>

(B) 世の中の考え方の変化

- ・スマホの普及により視覚障害者の日常生活支援を遠隔地で行う手法
(上記 BeMyEyes 参照)

チェック3 ガイドラインが「使われる」ようにするために

- ・視覚障害者の中でもスマートフォンの利用が増えてきている。スマートフォンでないと読み上げできなかつたり、カメラ機能がないと達成できない生活上・仕事上の困難がある。
- ・現行ガイドライン中「読んであげる」という記述は不適切であるため「読み上げる」など修正が必要。
- ・音声コードは実質ほとんどの視覚障害者は使用していない。
- ・視覚障害者が避難所で生活するようになった場合で日常用具等必用なものを緊急的に貸出する取り組みが必要。音声腕時計、ラジオ、音声体温計、デイジー再生機器等。
- ・新しい用語として「ロービジョン」を取り入れるべき。
- ・現行のガイドラインに「音声テープ」があるが現在主流の DAISY（デイジー）と表記してはどうか。
- ・パソコンやタブレット等における画面読み上げソフト（スクリーンリーダー）の利用も加えてはどうか。
- ・視覚障害＝全盲でなく、視覚障害には目の見えない人・見えにくい人（ロービジョン）がいる。

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (若菜委員)

関連分野：視覚障害

チェック 2 ガイドラインに盛り込まれていない新しい情報について

1 行政機関等が運用する公用車等の車両の安全対策について

ハイブリッド車や電気自動車等は、低炭素化社会を進める上で普及促進を図ることとされており、近年急増傾向にあり、今後さらなる増加が見込まれている。

一方、これらの自動車は構造的に音がしなくて危険と感じるとの意見が、ユーザーや視覚障害者団体から寄せられたり、一部の専門家からも指摘されている。

このため、県の各機関で運用する公用車については、内燃機関が停止状態、かつ、電動機のみによる走行が可能な電気式ハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車において、歩行者にたいして車両の接近を知らせる、(車両接近通報装置)を標準で搭載し、内燃機関が作動する速度行きに達するまでの間で発音するシステムを導入する。

国土交通省自動車交通局プレスリリース

<http://www.mlit.go.jp/common/000057788.pdf>

2 視覚障害者が被害者となる交通事故の予防を目指して

2015年10月3日徳島県徳島市にて盲導犬を連れた視覚障害者が後退中のトラックにはねられて死亡する事故が発生。トラックに装備されていた後退時に注意を促すブザーのスイッチは切られており、ドライバーの後方不注意および、被害者側も車両の接近に気づかなかった可能性が指摘されている。

視覚障害者以外の歩行者も、後方から接近する「静かな車」の接近に気付かないことがあることから、県の各機関および県内効率学校で運用するバス等の大型車両においては、(後退時に周辺の歩行者にたいして車両の移動を知らせる装置を導入する。

設置した装置については、車両の後退時に随時発音し、特別な事情がないかぎり装置を停止しないこと。

車両の安全対策を取り巻く状況 (48 ページ)

<http://www.mlit.go.jp/common/001110422.pdf>

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (金子委員)

関連分野：視覚障害、就労支援

チェック 1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

- ・行政・出先機関等で配布される資料には必ず音声コードを付けることを。
- ・会議等で行政・出先機関等で配布される資料には必ずその人の視力にあった拡大文字で資料作成を。
- ・色覚・識盲障害者に説明する情報を理解できるようお願いします（就学時から）
色覚障害者は識盲と違い眼病が進行するに当たり色の見え方が異なり誤解されやすい。
識盲＝多様なものに対し触れ形状の記憶に乏しく、また、物に触れた経験がないとその物の形状と重さ等がわからない。

●就学

盲学校教育の中に視覚障害者の文字である点字の読み書きができない生徒さんに出会う。幼稚部在籍の時は点字を習い商学部でも少しふれた。中等部・高等部では点字による勉強は殆どしていない。社会に出た時は点字は共通文字ではないが視覚障害者には大切な文字です。

弱視・全盲に関らず最低でも小学校低学年程度の漢字教育をしてほしい。

近年は重複障害の生徒さんがおられ大変です。社会に出た時のことも考えてほしい。

●就労

独立法人高齢者・障害者・雇用促進機構で雇用にされるに当たり当事者の様々な福祉機器等が申請から許可が出るまでの時間がかかりすぎです。就職してもすぐに仕事につけず不安な声が多いです。

視覚障がい者は障害の軽い重いに関係なく他の障害よりも就職困難です。

企業側の理解が古く、視覚障害者が就職するに当たっての不安を持たれる。

- ・通勤時の心配（交通機関での乗り換え等々）
- ・企業内での移動
- ・書類の読み書き

※適切な配慮があれば可能なことばかりなのにできないと決めつけられてしまう

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (星野委員)

関連分野：盲ろう者

チェック 1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

<記述の内容>

○「接近手話」を「弱視手話」に (28 ページ)

弱視の盲ろう者の場合は、その盲ろう者の見え方に合わせて少し離れて手話を読み取ったり、接近して手話を読み取る。

通訳者は、盲ろう者の見える範囲、距離、大きさと手話表現をする必要がある。

○指文字 (28 ページ)

「全盲の盲ろう者で、手で触って読み取る人もいる」

→「盲ろう者によっては、手で触って読み取る人もいる」

○会議や講演会、研修会等の際の配慮 (30 から 31 ページ)

「2時間を越える会議の時は、1時間ごとに休憩を設ける。」

盲ろう者が通訳内容を理解するには、大変な集中力を要します。また、触手話や指点字などの通訳方法は、両手を塞がれ身体的にも疲労度が大きいです。2時間を越える会議では、1時間ごとに休憩を入れて欲しい。

○筆記 (29 ページ)

「見やすい大きさ、太さ、感覚」に「コントラスト」を追加

○パソコン (29 ページ)

点字ディスプレイは「点字の読める盲ろう者には、点字ディスプレイと繋げて使うこともできる」という記述を

○ハンドブックには具体的な内容として色々な機器（筆談できるアプリ、小さい拡大鏡など）の写真掲載を。

○配慮の必要性が伝わるようにするためには具体的な配慮の方法の説明

- ・イラストや写真を入れる
- ・休憩が必要な理由を載せる

課題その他

- ・配慮する以前の問題として、まず盲ろう者の事を知ってもらうことから始める事が必要。
- ・盲ろう者も自ら活動をするので支援してほしい。
- ・各市町村の窓口の対応はどうか？盲ろう者を理解しているか？ 実際に窓口で盲ろう者またはその家族が来ても、盲ろう者の事を知らなければ、対応が難しいと思う
- ・P52 (1) のア

個別の避難支援計画が策定されるよう・・・とあるが、実際はどうなっているか？

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (亀山委員)

関連分野：精神障害

チェック 1 配慮が必要な事項とガイドラインの記述について

- ・心の敏感さ、繊細さに配慮が必要
- ・病歴を不必要に収集しない（任意でも記入欄があると心理的圧力になる）
- ・精神の症例を端折って説明しない（症状は個別で様々に異なる）

課題その他

○意思疎通ができないことが虐待の原因になることもある

- ・言っても分からないから体で
- ・何も言わないから虐待しても分からない

○今回とても重要と感じているのは、目に見えない障害の方への対応の仕方

- ・精神障害に加えて難病なども入れられないか
※総合支援法では難病も障害と同格となっているので、加えられたら。
- ・精神障害は目に見えないぶんだけ心の扉を開けにくい方が多いので、その心の扉を開いてもらうきっかけができればよい。

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題 (石井委員)

関連分野：就労場面での支援等

チェック2 ガイドラインに盛り込まれていない新しい情報について

「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」

第5節 旅行者、帰宅困難者等に対する事前対策では、「企業等の通勤者については、施設、企業において適切に情報管理し、状況に応じた避難誘導や安否確認などの対応策を平常時より確認しておく」となっている。

情報保障ガイドラインの見直しでは、場面ごとに必要な配慮を整理するとなっている。

○東日本大震災で（株）舞浜コーポレーション（MCC）での体験より

地震発生当日、100名以上の障がいのある従業員（3/4が知的障がい）が社内に宿泊した。いくつかの課題はあったものの怪我等の大きなトラブルもなく、当日の就労者全員の安否確認等もでき、翌日交通機関の復旧に伴い帰宅した。

一方で、休日等で自宅にいた者と旅行をしていた者との連絡がとれず、安否確認等に数日を要した。

この経験から懸念されることが、コミュニケーションや歩行等に障がいのある人が、通勤、旅行、買い物等で個々に移動している際の避難及び安否等である。

交通機関、通信機関等が被災し麻痺した場合、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設、駅等で、これらの障がいのある人に、どの程度配慮したサービスを提供しようとしているのかが明確ではないのではないか。

MCCの障がいのある従業員には、コミュニケーショントレーニング（SST）や面談等を通して、自ら意思決定（意思表示）し言動するように指導している。

自ら意思決定できることが、「自分の身は自分で守る」ことにつながると考えている。災害発生時に移動している障がいのある人が、「自分の身は自分で守る」行動ができるためには、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設等での障がいのある人へのサービスを具体的にすることが必要であると考ええる。

石井委員追加資料

* 表現の統一

用語説明の 61 ページに記載されている次の「が」と「の」はどちらかに統一した方が望ましい。

- ・身体障害者補助犬 「目や耳や手足が不自由な人」
- ・盲導犬 「目の不自由な人」
- ・介助犬 「手足が不自由な人」
- ・聴導犬 「耳が不自由な人」

* 日本語として問題があると思われる表現

用語説明の 57 ページの晴眼者の説明で記載されている「目の見える人」について「目の見える」、「目が見える」について、2、3 の辞書で調べても、表現例が確認できませんでした。「耳の聞こえる」、「耳が聞こえる」も同様です。

※目が(の)良い、目が(の)利く、目が曇る、耳が(の)良い、耳が(の)遠い、耳が早い等慣用語的に使われている。

私としては、口語と違い、文(章)語で「目が見える」、「耳の聞こえる」等の表現を使うことに抵抗があります。

日本語の表現としての問題としますので、良く調べていただきたい。